分野ごとに行う特定の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
1　実務サービス A　自由職業サービス (a)　日本国の法律によって「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一）	SS (1)　サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律によって「弁護士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業務を執行する権利及び上の義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2)　弁護士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3)　弁護士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (4)　業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
(a)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス（ＣＰＣ八六一＊＊） (i)　裁判所その他の官公署における手続についての法律上の代理サービス及びその手続において作成する法的な文書の作成 (ii)　弁護士として「弁護士」の資格を有する者が管轄地の法律（国際法の分野における助言を含む。）に関する法的な意見の表明 (iii)　公正証書の作成の嘱託についての法的な代理サービス (iv)　日本国内にある不動産に関する権利又は権利の設定、公の登記若しくは登録に関する権利の得喪又は変更を目的とする法律事件についての活動 (b)　サービス提供者は、相続関係若しくは親族関係に関する法律事件について	SS (1)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2)　制限しない。 (3)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4)　業務上の拠点が必要である。	(1)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。	(3) (a)　管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する第三国の法律は、各事案に関する業務に関して権限のある者（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）による助言を受けた書面による証明を条件として認めることに関する。日本国の法律は、認めない。 (b)　「弁護士」との共同は、認める。「弁護士」の雇用は、認める。 (c)　事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」と記載する旨の文言を付加しなければならない。 (d)　国際仲裁における代理は、認める。

サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。

法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

(a)　サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。

(b)　サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。

(c)　「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められることとなる管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。

(d)　サービス提供者が誠実に職務を遂行する意思を有すること。

(e)　サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。

(f)　サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

(a)　日本国の法律によって「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	SS (1)　サービスは、自然人又は司法書士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律によって「司法書士」としての資格を有する「司法書士」であり、かつ、司法書士の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。 (2)　サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3)　サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (4)　業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	